

23番（江原一雄君）〔登壇〕

許可をいただきましたので、一般質問をしたいと思います。

私の今回の一般質問は5点ございまして、1つは市長の行政のこの間の進め方について、特に山内、北方支所に設置されておりますコカ・コーラの自動販売機の問題でございます。

2つ目に、施設の活用につきまして、これは北方町の四季の丘公園の中に浮棧橋として焼米ため池の上に立派な橋が設置をされております。合併して、私も北方町に出向いたとき、本当にすばらしい、よくぞこんなのをつくられたなど、びっくりとあわせて複雑な気持ちもございましたが、今、大いにウオーキングのために施設の活用をお願いしたいと、延長も含めてお願いしたいと思いますが。

3つ目には、農政についてでございます。特に現在、武雄市内に257の生産組合組織がございます。この中に、まだことしの4月に新しく生産組合長になられた方への委嘱状の交付がされていません。この問題についてただしたいと思います。

4つ目には、総務行政につきまして、先ほど自主財源の問題、あるいは市長自身も財源を生み出して施策に活用したいと申されております。そういう意味で、私は違った視点で、いわゆるクレジット、サラ金問題にかかわる多重債務者問題、多重債務問題について指摘をしたいと思います。

5つ目に、ことしは憲法施行60周年でございます。そういう意味で、ことしの念頭から安倍総理は自分の任期中に憲法改定を必ず実現する、そしてこの7月の参議院選挙の争点にしていく、こういう決意であります。本当に今1億2,000万人の私たち国民、市民にとりまして、本当に60年たった憲法について、本当に真摯に向き合っていかなければならない時代が来たのではないかと考えておりますので、あえて首長として、市政の最高の責任者としての憲法観についてお尋ねをしておきたいと考えております。

さて、今、新聞、テレビで国民は今の政府のもとで年金問題に見られる暮らしの不安、本当に大変であります。また一方で、今議会に30番議員からも140年の歴史について、武雄市の歴史にかかわることで議論をされました。私はこの議論を聞きながら、私自身の目線で考えてみたいと思います。

先ほど申しました、ことしは現憲法施行60周年を迎えました。世界の歴史を見ても、そして、日本の歴史を見ても、私は憲法改正を進める皆さんが憲法は古くなった、だから変えなければならぬ、こう言われます。しかし、今こそこの憲法に光を当てるときではないかと思うわけです。140年の歴史が言われました。日本の歴史は戦前の70年、いかがだったでしょうか。明治7年、1874年に中国、当時の清国の一部である台湾に出兵をいたしております。これを境に韓国にも、いわゆる征台論、征韓論が御存じのとおりであります。およそ70年、明治7年以降、70年の歴史は政府の行為によって戦争に次ぐ戦争が進んだ歴史ではなかったでしょうか。まして、アジアと世界にはかり知れない被害をこうむった太平洋戦争、日本国

内で310万人もの犠牲と原爆、空爆など犠牲をもたらしたのは、皆さん御承知のとおりであります。こうした戦前の一連の歴史を70年戦争として歴史家は評価をしているわけでありませぬ。

そういうとき、戦後、60年前、憲法が施行されたその前文に、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とあります。私は政治の道に進んだころ、この文章が一番私の心に琴線に触れた前文であります。私は、昨年の9月議会で、そうした視点を持って市長の靖国問題に触れたのは、その1こまでもあります。私は今、憲法施行60年を迎えた今日、本当に憲法に学んで、暮らしの問題、平和の問題に当たることこそ、憲法の教訓を、歴史の教訓をこれからの市政運営の大きな柱にするべきだと考えております。

以上、前語りが長くなりましたけれども、5点について、以下具体的に質問をしてみたいと思います。

まず1つに、市長の行政の進め方について、支所に設置された自動販売機の撤去の問題であります。

合併する前、今回自動販売機が設置されております山内町の旧役場は、当時玄関口、行政の玄関口として、ましてその近くには町民憲章の碑も設置され、きれいな場所でもあり、合併してもその意味は変わらないと考えております。(写真を示す)これが、ごらんになられていない方がたくさんいらっしゃるかと思います、山内支所の玄関口であります。その左隣に市長が1つの事業として自動販売機を市内各地に7カ所設置されておられます。ことし設置されたとき、4月、私はこの設置場所、びっくりした1人です。そういう意味では、私ひとりではなく、身近に縁がございます山内町民にとりましては、本当にびっくりされたようでありまして、私の耳にも、支所の玄関口に自動販売機が設置されている。まして、夜になりますと、あたりは以前は暗かったわけですが、この自動販売機の場所だけ電気がついておりますので、こうこうと照らされている現状でございます。

私は、願わくはもっと人通りの多いといいますか、支所に来る皆さんは、コカ・コーラを買いに来るわけじゃありませんので、そういう意味では場所としてふさわしくないんじゃないかと、撤去をしてくれという市民の思いを代弁して、市長にお尋ねをする次第でございます。ぜひ、山内支所、北方支所のこの自動販売機の設置箇所については、やはり行政の玄関口でございますので、何らかの対処を求めたいと思いますが、市長の見解はいかがでしょうか。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

景観を意識した、あれはれんが調でありますけれども、自動販売機については、私のところにも賛成、反対、種々あります。ほかのところでもあります。しかし、大部分景観を意識

していなかった市民の皆さん、あるいは県民の皆さんが、あれを見て景観を気かけると、ああ、こういうこともあるんだということを言っていただけの方々もいます。そういう意味で、今回のあの自動販売機というのは、景観を考える、あるいは借景を考える上での一つの気づききっかけのものにしたいということで、私からコカコーラボトラーズをお願いをし、快くつくっていただいたところであります。

そういう意味で、撤去云々という話が出ましたけれども、私はそこまで言われたのは今回が初めてであり、賛成という意見も聞いておりますので、それは十分議論を聞いていきたいというふうに思っております。もとより、私は自分の考えをそこに押しつけるつもりはありませんし、議論の推移を見守りたいというふうに考えております。

1つ、夜間の話が出ました。これは全く同感であります。これは同感であります。そういうことで、私は夜間のものについては、支所に限らず自動販売機については、私の命で景観を意識する市長として、文書で各社に協力の要請をお願いしたいと、先ほどの質問を聞きながら、そういうふうに考えたところでありますし、議会終了後、直ちに文書を発したいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

景観ということ、市長申されておりますが、先ほど私、申し上げましたように、これまで自動販売機がないわけではありません。行政にとっても職員の皆さんや、あるいは庁舎にいられた人の便宜も踏まえて、いわゆる裏口通りといいますか、には設置されております。先ほどこの武雄駅をモチーフにした赤れんがをというふうなこともあります。一方で、その点で考えますと、私は山内町民にとりましては、あの有名な三間坂駅でございます。先ほど140年の歴史を申し上げましたが、戦前の70年は、山内町民や、あるいはお隣武内町の皆さん方は、本当に日の丸の旗を振られて、あの三間坂駅を出ていった。いつも春の追悼式などで言われます。三間坂駅のあの古びた駅舎の思いは、今日もそのイメージを崩さず、新しく手直しをした数年前でございます。

そういう意味では、私は景観と合わせまして、このれんがづくりの武雄温泉のこと、市長の思いはわかりますけれども、やはりそこには時間と経過年数が必要でございますし、まして山内町民や、あるいは北方町民の皆さんにとっても合併して1年たちました。2年目の4月にこういう形で設置をされた、本当にその意味では、私はそういう感情論も踏まえまして、やはり時期尚早、ですから、今、夜間の問題については消すという方向で検討されると言われますが、やはり設置場所については、本当に再考していただきたい。あえてあそこじゃなくてもいいんじゃないかと申し上げたいと思います。市長、再度お願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、基本的に私があそこに置きなさいとか、置いてほしいとかと言ったつもりもありませんので、基本的にそれは地域住民、あるいは支所の皆さん、そして、これは置いている設置管理者はコカコーラボトラーズでありますので、その広範な議論にゆだねたいと考えております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は、4月に設置されたときに、これは市長のトップダウンであそこに設置されたのではないかと勘ぐりまして申しわけなかったと思いますが、今の答弁でぜひコカ・コーラの設置者の考えだというふうに答えられましたので、ぜひ町民の思いを設置者に伝えていただきまして、検討をし、2カ所の設置箇所については撤去をお願いしたいと考えております。

あえて申し上げますと、北方支所に置かれているこの自動販売機は、今は国道34号線を向いて設置されております。しかし、ほんのちょっと前までは、約1カ月は保健センターを向いていました。市長が北方支所には子育て支援センターを設置して、幼児の子供さんたちが出入りをする、その真正面から見えるわけです。そういう思いがあったかどうかわかりませんが、変更されて、34号線のほうに設置するようにされております。そういう意味では、聞くところによりますと、いわゆる食育を推進する自治体として、幼児の子供たちにそれが目につくというのは、やっぱりふさわしくないのではないかというような認識をいたしておるものでありまして、そういう形で変更になったという経緯もちょっと紹介しておきたいと思っております。ぜひ、この支所への自動販売機の設置箇所については、撤去を申し入れておきたいと思っております。

2点目の施設の活用について。特に中身につきましては、四季の丘公園内の焼米ため池の浮棧橋についてでございます。

この件につきまして、昨年9月ですが、地域住民の皆さんたちから、この浮棧橋への通行時間帯を広げてほしいという旨の陳情がなされまして、今、あその場所に立ってみますと、山の緑と本当に湖の調和のとれた景観とあわせて、周辺地域の道路の整備と市民の憩いの場として広く活用され、ウォーキング等にも本当に早朝から利用されております。

しかし、残念ながら、今夏場でもございますし、早朝残念ながら通行できないという形で、安全のために、いわゆる深夜かぎを閉められているわけでございます。そういう管理上の位置づけについては十分認識をするところであります。そういう思いもありまして、この間、管理人さんのほうも施設管理者のほうも時間帯を広げて緩くしながら管理をしていただいている現状でございます。特にそういう意味では、雨季等で、また大雨災害が予想されるとい

うときは別ではないかと考えますが、十分なその緩和する条件があれば、早朝も大いにあそこをウォーキングする人たちの散策道路として本当にいい場所でございますので、考慮していただけないかとお願いする次第でございますが、御見解を求めておきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

大石北方支所長

大石北方支所長〔登壇〕

お答えを申し上げたいと思えます。

四季の丘公園の浮棧橋の常時開放でございますが、議員おっしゃるとおり、昨年8月末に地元住民の方から陳情がございました。その折、市の管理者の立場から回答を申し上げますが、昨今の想定できない事件や事故等を、どうしても未然に防止するというようなことから、管理人の在駐時間に限り開放するという御理解をいただきますようお願いをしているところでございます。

ただ、先ほどおっしゃいましたとおり、管理人の時間を朝少し早く、夕方少し早目に、夜の方はですね、少し早目に閉めてもということとさせてもらっておりますが、ちょっとこれ以上早くというのが、なかなか難しゅうございますので、御理解をいただきますればありがたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

早朝を踏まえまして、今自分の健康を自分で本当に維持したいと、そういう意味では高齢者の方、若い方含めまして、ウォーキングやジョギングが健康のために、維持増進のために広がっているのは御承知のとおりであります。先ほど申されましたように、管理人さんの管理上の問題と合わせまして、地域住民の皆さんの声を踏まえまして、そういう運営方法も踏まえまして、再検討しながら、時間帯の問題あるうかと思えますので、もう一度住民の皆さんに返しながらか御検討いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ウォーキングをされている方は早朝、あるいは夕方、1年ごとに格段にふえているということは議員と認識は同じです。しかし、必ずしもその特定の場所を開放するために、そこを通らなきゃいけないのかということには、私は甚だ疑問であります。これ、管理は人件費もかかります。それと管理上の問題点もあります。そういった意味で、何もそこを1つということは、私はくみする意見は申し上げられませぬし、適正管理のもと、今までどおりやっていきたいなというふうにか考えております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

今までどおりと、今、市長答弁されておりますが、管理者、あるいは支所の皆さんにとっては、幾分なりとも利便を図りながらという形で、その時間枠を幾らか考慮しながら、早くしたりされている現状でございます。そういう意味では、決まり文句ではなくて、十分話し合いをしながら、意見を酌みながら、市長もよく市政の大柱として、できないということまで考えるのではなくて、できる方向を工面しながら考えていこう、これ、私は本当に理解できる分野でもありますし、ぜひそういう方向で決まり文句ではなくて、ひとつ住民の皆さんの思いも酌みながら、御検討いただきたいと重ねてお願いをしておきたいと思っております。

次に、3点目の農政について入っていきます。

先ほど申しました257の生産組合がございますが、北方町のある生産組合におきまして、この委嘱状が交付されておられません。そこで、市の規則でございます武雄市農林事務委嘱に関する規則がございます。第1条、「この規則は農業者に対し、農業全般にわたる伝達の徹底を行い、市農業の健全な振興を図るため、市内の各地域において農業者から選出された生産組合長に対する農林事務の委嘱に関し必要な事項を定めるものとする。」、これが趣旨でございます。委嘱第2条、「市長は、生産組合長に対し、次条に規定する事務を委嘱する。」、2項、「前項の委嘱を受けた生産組合長の名称は、農林事務嘱託員とする。」、第3条に、その嘱託事務について5点列記をされております。第4条に報酬がございます。この報酬につきましては、市の特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例に挿入されております。年間平等割で6,100円、そして、農家個数世帯割830円を掛けて、年間の農林事務嘱託員に対する報酬が規定をされております。

そういう意味では、武雄市政の農政にとっても、本当に農林事務嘱託員としてその一翼を担う生産組合長の皆さんの御努力とお力添えは、武雄市の農業政策に大きくかかわりますし、ましてや農業生産の重要な部署としてまさに敬意を表し、大いに激励をしていくべき課題ではないかと考えております。そういうときに、市の農政の重要な柱でありますこの農林事務嘱託員に対する、この事務が滞り6月にもなっても進んでいないという現状は、私はおかしいと思っております。そういう意味では、市の農政の問題と合わせまして、この北方町のこの交付についての現状と、今後の方針について御答弁を求めたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

大石北方支所長

大石北方支所長〔登壇〕

議員御指摘のとおり、今現在1地区におきまして、委嘱状の交付ができておりません。ただ、これにつきましては、現在JA、それから生産組合長会の組織でいろいろと協議をされ

ておる段階でございます。そこで、投票で選出をされた生産組合長さんが出てきてもらうということで協議を進めるといふふうにされておりますので、その協議が調って、そういう形で出されましたら、当然その方に対して委嘱をするというようなことになろうかと思っております。そういうことで、JA、それから生産組合長の組織等と連携をしながら、組織の正常な運営が図られるように努めてまいりたいと、このように考えております。

議長（杉原豊喜君）

質問の途中ですが、議事の都合上、午後1時20分まで暫時休憩をいたします。

休 憩 12時1分

再 開 13時20分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

一般質問を続けます。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

第3問につきまして、武雄市農林事務委嘱に関する規則を紹介しながら、支所長の答弁をいただきました。

そういう意味では行政として深くかかわっております、この農政全般にかかわる生産組合長さんへの正常な運営を、行政としても十分責任の一端を担っておりますので、そこを踏まえて、先ほど答弁にありましたように、一日も早く正常に委嘱できることを申し述べておきたいと思っておりますので、最後のもう一度の御答弁をお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

大石北方支所長

大石北方支所長〔登壇〕

先ほど答弁いたしましたとおりでございますけれども、議員おっしゃるとおり、農業者から選出された生産組合長に対して事務を委嘱するということになっておりますので、今現在、JA、それから生産組合長会の中でその調整をとられておりますので、そこで決まれば、そこで委嘱をしたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

先ほどもるる申し上げました。第1条に農業者から選出された生産組合長に対する農林事務の委嘱に関し、必要な事項を定めると。

そういう意味では、聞くところによりますと2年前からこの北方町の生産組合組織に対しまして、いわゆる統合整理といいますが、農業者の減も踏まえまして、2つの地区を1つの生産組織にするという形で農業者の間で取り決めもされているという中で、のいきさつの結果

でございますので、そういうことも踏まえて正しく善処されたいと思います。

市長に答弁を求めておりますので、市長の見解もあわせてお願いしておきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

この場合の市長とは、地方自治法上でいう統括代表権の市長であるというふうに解釈しておりますので、北方支所長の見解と全く同じであります。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長の明確な答弁をいただきましたので、善処を申し入れたいと思います。

特に、この問題につきましては関係する地区の問題も波及するわけですが、さきの3月議会で議員のほうから指摘をされました、志佐の問題につきまして規約もない、総会も開かれないというような指摘を受けて、市長が先頭になってこの問題については正しく総会も行われ、役員も選出され、そして規約も整って推進されているとお伺いいたしました。

そういう意味では、市の適切なる善処に対して正しい処置をされ、指導をされていると。そういう意味でも、今回の件につきましても本当に農政全般の問題にかかわります重要な問題でもございますので、市長、そして支所長の答弁に基づきまして、適切なる農政への指導を行っていただきたいことを重ねてお願いしておきたいと思います。

第4点につきまして質問したいと思います。

総務行政の中で、今、クレジット、サラ金の問題、これにかかわりましての、いわゆる多重債務者問題にかかわって質問したいと思います。

ちょうどこの問題の質問項目を提出いたしましたしてから9日、10日に、これは10日付のある新聞、各社報道されましたが、佐賀のアバンセにおきまして「第20回クレジット・サラ金被害九州ブロック交流集会」というのが催されました。

案内をいただきまして、この交流集会に参加をしたところでございます。九州各地、あるいは沖縄からも約300名の皆さんが、弁護士や司法書士の皆さんが中心となった交流集会でありました。

ここの中で、パネルディスカッションの討論テーマが、行政に求められる役割と被害者の会のあり方についてという討論がございまして、非常に身につまされた状況でもあります。

ここにいらっしゃる皆さんも、こうした多重債務者問題につきましては身の回り、あるいは知り合いの皆さんがこういう多重債務者に陥って本当に苦労している姿は御存じのとおりだと思います。

そういう意味では、クレ・サラ問題が社会問題化している中で、皆さん御承知と思います、



昨年国会におきまして貸金業法が改正をされました。これを受けて、政府においても多重債務者改善プログラムが制定をされて、4月20日、金融庁の記者会見で全国500の市町村に相談窓口を開設して、この多重債務者問題を多方面にわたって解決をしていこうと、こういうプログラムが制定をされております。

ことしの2月でしょうか、日本弁護士会、また佐賀県、あるいはまた武雄に事務所を構えておられます弁護士の皆さんの担当課への申し入れ、市長への申し入れ、いわゆる国保納付相談等モデル事業国民健康保険収納率向上対策案という形で行政として相談窓口を設置し、これに対してプロの目で弁護士会、あるいは司法書士会も、そのバックアップに力を合わせて推進していきましようという申し入れもされているようであります。

これについて、このクレ・サラ問題、政府がこの多重債務者改善プログラムを制定していること、これについての市としての対応、これからの方針について御答弁を求めておきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

多重債務者問題につきましては、全国的な問題として取り上げられております。特に、全国でも多重債務者が200万人を超えるだろうというふうなことが言われています。

国の対策といたしましては、今議員おっしゃいましたように、本年4月20日に多重債務問題改善プログラムが策定をされております。

その中では、概要は大きく1点目として丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化。それから2点目といたしまして、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸し付けの提供、3つ目に多重債務者発生予防のための金銭経済教育の強化、4番目にヤミ金の撲滅に向けた取り締まりの強化と。こういったことで各市町村には、主に1つの相談窓口の整備、強化を求めると。これについては、2009年度末までに市町村に相談体制の整備を求める内容というふうに聞いておるところでございます。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

今の答弁では国の政府の方針を述べられました。具体的には市としてこれに本当にかかわっていく、この姿勢が今求められていると思えますので、質問をさせていただいているわけでありませう。

平成17年の決算を見ますと、合併する前の旧武雄市、山内、北方町の決算になるわけですが、すけれども、市民税、町民税を見ますと、いわゆる調定額として上がってくる市民、町民

への税金として市民税が賦課される、この金額に対しましてその年度、あるいは過年度分、いわゆる滞納分も含めましてですけれども、いわゆるその年度、翌年の5月末の決算の締め切り日、5月31日でしょうか、これまでに入らなかった金額、これが当時1市2町の合計額で490,000千円、約5億円近く計上をされております。

それは何を物語るかといいますと、市民が本当に憲法に規定されております納税の義務を果たす上で本当に100%納まれば、本当に行政にとっても推進しやすいでしょうけれども、今のそこに未納となっている問題については、市民や町民の暮らし向きの姿があらわれていると思うわけです。すごいお金ではないかと思えます。

そういう中に、今申し上げております多重債務者の方々の問題は、市民税だけでなく国民健康保険税、あるいは水道料金、あるいは保育料等、いわゆる負担するこの金額、さらにふえるのではないかと思うわけです。

私は、ここで今、全国の自治体の中で、この多重債務者問題にかかわって総合窓口、それを行っている先進的な事例が取り組まれております。それを受け継いで政府も今回、貸金業法の改正に伴って腰を上げられた多重債務者改善プログラム、これは先ほどの9日、10日、クレ・サラ集会のときに日本弁護士会が行政の多重債務対策の充実を求める全国会議という形で発行をされております、全国クレジット・サラ金問題対策協議会がつくられた行政への行政担当者のための多重債務者相談マニュアルであります。私はこれを、市長を初め関係担当に読んでいただいて、ぜひこの問題について市民の頼りになる窓口を常設の形で置いていただきたいと。

昨年11月、NHKテレビ、教育テレビですけれども、ETVテレビでもこの問題について放映されて全国、そしてまた、ことしの2月にもテレビでも放映されました。そこに登場する鹿児島県の奄美大島、奄美市の禧久さんという52歳の市役所の職員の方でございます。本当に日本弁護士会と協力をして、多重債務者にかかわった人たちが、いわゆる違法な高金利で過払いをしていると。いわゆる利息制限法を超えて、今、武雄バイパス通りにもいっぱいサラ金業者の看板が立っております。29.2%という貸金業法に基づく高利の金利で支払わされて、本当に何十件と、それは個人の問題かもしれませんが、弁護士さんいわく、それは高利で貸したお金は返す必要はないと。

そういう意味で奄美市の中で、これも2年前に合併しておりますので、旧名瀬市でございますけれども、この過払い金、高い利息、それをサラ金業者に返済させて、その過払い金をもとに市民税に投入すると。そのお金が何と4億円です。

ですから、私はこの間、先ほど言いましたけど、市長がこの、いわゆる武雄市の1つの事業、おしくらまんじゅうに約1,000千円を自動販売機から編み出したいと言われました。設置されておりますけれども、私は市民が困っているときに市民の側に立てる市役所の職員であらなければならないのではないかと思うわけです。

そういう意味で国も認めておりますように、市町村の窓口でそうした相談窓口を開設していく、これは今、行政に求められている最大の仕事ではないかと思えます。十分研究をして武雄市のこの消費生活相談、あるいは税務課の中にそうした収納対策、多重債務者にかかわる専門の職員を配置することこそ、私は今市政に求められている課題であると考えております。その点についての市長の見解を求めておきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

少し具体的に答えますと、本市では今年度より消費生活相談を週2回にふやして相談窓口を充実し、多重債務者の方にも的確な助言、専門機関への紹介、誘導を実施しております。さらには、弁護士による無料法律相談も実施しており、少なくとも他市と比べてみても遜色はない機能を果たしております。窓口あって機能なしではだめだと思えます。まず機能を充実させて、それでも足りないということであれば窓口をすべきだと思えます。そういう意味で、私は議員と認識は異なります。

また、そもそもこの問題は多重債務を生み出す貸金業者の存在が問題であって、それは許認可権を持つ金融庁とか政府がもっとしっかりせんばいかんわけですね。

そういうことで、政府はそれを生み出さないように指導すべきであって、その何かツケを自治体に回していくような姿勢があって、もっと政府にしっかり頑張れというふうに言いたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長の答弁、そういう意味では私の政治姿勢と相反するわけですが、今、行政に求められているのは、いわゆる消費生活相談を週2回に広げると。それはそれで本当に重要な意味を持っています。

しかし、消費生活相談を受けた方がそのどういう生活状態、行政とかかわっておられるかはわかりません。そういう相談に来た人たちが、やはり多重債務に陥っている人たちを行政として引き受けて、その人の相談の思いを受けとめていく、それは市の行政の側でなければわかりません。

そういう意味で、先ほど言いましたこの税務課の中にそうした収納を含めて日夜頑張っておられるかと思いますが、いろんな形でこの条件があられると思えます。そういう相談者の中で、この多重債務にかかわっている方たちは相当数の人がおられるのではないかと考えます。私も本当に相談を受けて一番頭が痛いのは、この問題であります。

そういう意味では進んだ自治体の思いは、今市長も言われたように、サラ金業者に高金利

で払うお金が、無法な取り立てでそうしたお金をちゃんとした、いわゆる税率、これは市長も見られているかと思いますが、2月に国保納付相談モデル事業で担当に行っているかと思いますが、この弁護士会、あるいは司法書士会の皆さんたちが取り組んでいるのは、いわゆる高金利でこの多重債務に陥っている人たちの過払い金の返還請求です。数年にわたって支払っている人たちが、本当に高い金利で払わされていると。そういう問題に寄り添って相談を受けて、それを市役所の職員を通して、いわゆる消費生活相談に来られる人、あるいは市の窓口で直接来る人もおられるかと思いますが。そういう人たちの相談に寄り添って、そしてそれを一緒になって弁護士、あるいは司法書士会と一緒に解決をし、過払い金を、いわゆるサラ金業者に払うのではなくて消費や税金に支払われれば、武雄市内の税金の活性化にもなりますし、先ほど奄美市の例を言いましたが、4億円もの過払い金を返還させて、それを市の滞納金額に埋め戻しているという、こういう先進的な今、取り組み、これは本当に行政の役割がいわゆるよく言われる、ゆりかごから墓場までと言われる行政のかかわり、それは生活できる状況をつくるのも行政の役割ではないでしょうか。

私は、これは資金的な財源が伴うということがあったとしても、しかし、考えようによってはそういった財源対策をとらなくても、現実の組織の対応で生み出せる課題でもあると認識をする次第であります。

今、ただ単なる窓口での消費生活相談での受け付けだけでなく、そうした弁護士会、あるいは司法書士会の皆さんとルールをつくって、今日のこの多重債務者問題に当たっていただきたいと。

市長、最初の答弁は突っぱねられましたけれども、これは行政担当者のための多重債務相談マニュアル、弁護士会、いわゆるサラ金対策協議会がつくられている、このマニュアルをお渡しいたしますので、目を通していただいて研究し、ぜひ先進的な鹿児島県奄美市、滋賀県野洲市、あるいは高知市、あるいは長野県、あるいは各地のそうした先進事例が述べられております。本当にすばらしい教訓です。ぜひ取り組んでいただきたいと。いかがでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私は突っぱねてなくて、基本的には今やっていることを倍増させたり、確かに多重債務者の方がお越しになる回数もふえているというふうに報告を受けておりますので、それはしっかり対応をしていきたいというふうに思っております。

制度創設に当たっては、公平性の観点から考えるべき話だと思います。

すなわち、借金をされている方がA、B、C、Dといて、多重債務者が仮にEだったとした場合に、そのときに多重債務者の方だけがそれを救済するという事になった場合に、果

たしてじゃあ債務者、いろいろいらっしゃいます。そういった方々との均衡を考えなきゃいけない。これは行政の中立公平性の大原則であります。

したがって、そういった制度が可能かどうかというのは、先ほどちょっと質問を受けたばかりでよくわかりませんので、本を貸していただけるということでもありますので、ちょっと最初に読んでみたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

これは、武雄弁護士会のほうから申し入れのときに持ってこられた資料の中にこういうのもありました。毎日新聞ですけど、ことしの2月9日の記事です。厚生労働省は、この多重債務者の過払い金を返還させて国保料の滞納に充当すると。そういうプログラムです。

そういう意味では、この利息制限法を超えて貸金業法に基づく高利の金利をむしり取られている。厳しい言葉で言いますが、これが去年の法改正で正されたわけです。

そういう意味では本当に、もしテレビでごらんの市民の中にこうした思いで苦労されている人たちが多分おられるかもしれません。私が相談を受けた人も本当に深刻です。

そういう意味では、市長も謙虚に受けとめていただきましたので、そういう気持ちで私は述べましたが、ぜひ立ち上げて頑張っていたきたいことを申し述べておきたいと思います。

最後の問題についてお尋ねします。

質問の冒頭、申し述べました憲法観についてでございますが、この憲法の問題については個人的には初当選したときに長崎県の香焼町という、いわゆる当時、革新町長として坂井さんという町長が頑張っておられるころ、視察訪問に行きました。

そこで、憲法の前文、あるいは憲法の107条、この全部を小さな手帳みたいにつくられて全町民にやっぱり憲法を暮らしの中に生かそうということで、そうした施策を進められていた時代がありました。

今、長崎市に合併いたしておりますけれども、そういう意味では、私自身、先ほど午前中申し述べましたが、その思いは市長に市政の首長として携われる上で市長の憲法観についてお尋ねしておきたいと思います。御答弁をよろしく願います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私は、小学校のたしか4年生のときに先生だったでしょうか、日本国憲法を読んでと言われましたので、声を上げて読んだ記憶があります。そのときに、先生に「これ、日本語ですか」と言うたんですね。およそこれは日本語として成り立っているんですかというのを生

気に言った記憶が今でもよみがえります。

と言うのも、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」というふうに、こうあります。言葉じりはともかくとして、この部分である当時、ソ連がアフガンに侵攻していったりとか、いろいろありよったわけですね。

しかし、これには物すごく崇高な理念論、理想論が書いてあるにすぎなくて、現実論がどこにあるんだと、本当にああいう国際情勢を信頼できるのだろうかというのを、小学校4年生のときにもっと素朴に感じた記憶があります。それを先生に言うたら、しこたま怒られました。

私はそれがずっと疑問にあって、この憲法というのが果たして今の本当の国際社会における日本、そしてその特に9条のところに、これはもう皆さんお思いだと思いますけれども、「陸海空軍その他の戦力は、これ保持しない。」と書いてあるわけですね。これを子供に、じゃあ自衛隊はどがんですかと聞かれたときに答え切らんわけですね。そうなってくると、本当に狭い意味での憲法を守るためには、自衛隊というのは本当にあっていいのかどうかというのは根本論までさかのぼるわけですね。ですが、今の国際情勢を考えた場合に自衛隊というのは必須だと思います。

そういった形だと、やっぱり日本国憲法は今の状態、そして今の状態から基づいて将来を見通して基本的に私は変える時期に来ているんだろうというのが、私の基本的な憲法観であります。

もとより、これはアメリカから押しつけられたとか、そういう狭い話ではなくて、もう一回、やっぱり日本語として、そして今の状態が本当に憲法に見合うかどうか。環境権であったりとか、今、教育の再生で問題になっていますけれども、教育権の問題とかきちんと書くのが我々の世代の役割なのかなというふうに私は考えております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

大体そうかなと。首長として今1年2カ月携わっておられるわけですが、その以前は学校を出られて政府の重要な、あるいは各地でそうした仕事に携われた市長として、37歳という年齢からもあわせて私が思うならば、そうした思考といたしますか、そういう考えを表明されるかなと、大体当たったかなと。

そこで、改めて私はこの問題は、大いに市民の皆さんと一緒に、本当に現憲法を学び直したいと。大いに議論をして、特に総理が今度の参議院選挙で自分の任期中に憲法改正を実現したい、あるいは今度の参議院選挙でこの憲法改正を争点にしたいという、本当によもやこういう時代が来ようとは思いませんでしたけれども、悠長に構えているわけにはいかない時代なのかなと。

市長は変える時期に来ているのではないかという認識を示されました。私は、それは憲法をないがしろと言いますか、よく憲法の中身を知らないまま、何か時が過ぎているのではないかという思いがあります。

今、そういう意味で日本国内の中で、では果たして本当に押しつけられた憲法なのか。62年前にさかのぼって物事を考えてみたいと思いますが、そういう意味での押しつけられた憲法なのかどうか。あるいは自衛隊の問題を今、言われました。

これはコピーのコピーでありますけれども、今の日本国憲法のもとになったのは、当時、62年前、日本の憲法学者である鈴木安蔵さん、この憲法研究会という7名の人たちが草案した憲法改正、民間の草案として、これは昭和20年の12月28日の毎日新聞、朝日新聞、読売報知新聞の記事であります。日本の国民の中から民間の草案として憲法研究会の草案として各紙が報道しておりますが、文字どおり日本国民の中から生まれ出た憲法ではないかというのが、この新聞記事の報道であります。押しつけられでも何でもありません。

そういう意味では、もろ手を挙げて当時、日本の国民が憲法に対して喜んだと。62年目の8月15日がまもなく再来月やってきますけれども、あの当時、あっ本当に空襲も受けなくていい、日本の国民が悲惨な戦禍のもと終わったと、そういう喜びの憲法研究会の憲法草案が提出されたと、そういう記事であります。

また、つい最近、NHKテレビでこの問題について、教育テレビですけれども、ETVテレビで放映されましたけれども、市長はごらんになってないでしょうか。いかがですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

その前に、私は押しつけられたという考えを申し上げたつもりはありません。

正確に言うと、先ほどアメリカから押しつけられたという狭い解釈ではなくて、今あるものとしてどういうふうに、今を生きている我々が解釈するかといったことを申し述べたにすぎません。

その上で、私はETVのそれは拝見しておりませんが、前、NHKスペシャル等で憲法の話は好んで見ておりました。

そのときの思いからすると、先ほど答弁したように、そのときにちょっと印象的だったのは、何か憲法がその当時にできたということで国民が何か赤飯を炊いて喜んだと。その国民にその憲法というのはどういうことですかと言ったら、いや何かお祭りの一種ですかということになったと。だから、全然それを知らんやったわけですね。日本国民がその当時に本当に知っておいたのは、一部の憲法学者とか行政に属するだけだったかもしれない。果たしてそれがいいのか悪いのかというのは、もう一回、私は議論すべきだというふうに思っております。私は、日本国憲法は今まではよくできた憲法だと思います。

しかし、発足当時のことを考えたときには、本当の国民のための憲法ということを経標榜するのであれば、きちんと憲法を一人一人の国民が議論をして、そこに組み立てるものが本当の民主主義社会における本当の日本国憲法だというふうに解釈しておりますので、あの当時の異常な時代背景の中にそれがなされなかった、できなかったことに関しては疑義を持つ1人でもあります。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

一つの市長の憲法観をお聞きして、改めて私自身は憲法を市政の暮らしの中に生かそうと。これを高らかに掲げて、今後、一般質問等を大いにさまざまな分野の問題で、この憲法問題についても大いに議論していきたいと考えます。

それは1点ですけれども、市長が言われました。これは私自身も勉強になったわけですが、やはり自衛隊の問題、私の周りにもたくさん退職した方たちもいられますし、現役で頑張っている方たちもおられます。

そういうときに、この日本に今あります自衛隊は、一番最初は御存じのとおりです。この方針がどこから出てきたのかということです。これは、あのアメリカの側で憲法が施行された翌年、日本に再軍備を求めるという方針書が出ております。

その概略ですけれども、極東でソ連と戦うとき、アメリカの人的資源の制約のため日本に軍隊を創設する必要がある。そのためには憲法が大きな障害になる。憲法をすぐ変えるわけにはいかないから、今はまがいものの軍隊、限定的な再軍備で間に合わせて、最終的には憲法を変えて本格的な軍隊に進む道を考えようと。それが方針書の大体の中身であります。

そういう意味では、やはり市長も言われましたが、市長は小学校4年のときのそういう体験を表明していただきました。

私は、こういう政治の道に入って、それまでほとんどぼんくらでした。やっぱり二十歳のときに、あることがきっかけになって社会の問題に、やはり必要なんだなという思いをいたした一人ですけど、この憲法前文は先ほど読みました、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように、そういう意味で戦前の70年の歴史は、まさに政府の行為によって戦争の歴史でした。日清、日露、太平洋戦争、それがひいては、私は靖国問題を取り上げて言いました。昨年の9月議会の問題も踏まえて言いましたけれども、やはり、この政府の行為によって本当に外国に攻めていく、外国に出ていくというのは政府の行為であります。ですからこの間、政権のもと、周辺事態法、名前を変えて3つ法律ができて今、イラクに、いわゆる航空自衛隊の方たちが行かれて携わっておられます。本当にそういう意味では、この憲法を学び合う、そういう思いです。

ですから、先ほど市長が矛盾していると。憲法と自衛隊があると。これは矛盾していると



言われましたので、私の思いを1点申し上げたところであります。

こういうアメリカの方針書に基づいて、日本の歴史が、日本の政治が動いてきたわけです。今、そういう意味では憲法の問題については大いに議論をし、市長はそういう立場でありますけれども、私は今後とも現憲法の前文、あるいは各条、実施のためにさらに学びながら取り組んで、市政に憲法の流れを市政の隅々に、これは暮らしの問題、平和の問題、すべての問題に該当すると思います。

先ほど言いました多重債務者の問題は、そういう行政の役割を新たに発展させていく視点も踏まえて、やはり地方自治法に基づいて住民の安全と健康の保持のために果たすべき自治体の任務を定めておりますので、そうした立場で取り組むべきことを申し述べて私の一般質問を終わらせていただきます。